

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「すべてのお客様に安らぐ『住まい』を提供し一生のおつきあいをする」をミッションとして掲げ、また、「企業は社会の公器である」との理念のもと、健全で持続的な成長により、お客様、株主、取引先等、あらゆるステークホルダーに対し社会的信頼に応えていくことを企業経営の基本的使命と位置づけ、企業価値の向上に努めるとともに、会社業務の執行の公平性、透明性及び効率性の確保に努めてまいります。

このため、コーポレート・ガバナンス体制を確立、強化し有効に機能させることが不可欠であると認識し、今後も成長のステージに沿った見直しを図り「ディスクロージャー(情報開示)」及び「コンプライアンス体制」の強化を図っていく所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレート・ガバナンスコードにおける5つの基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
安江 博幸	479,200	37.14
安江 久樹	76,400	5.92
安江 将寛	56,000	4.34
株式会社ハウストゥ	51,500	3.99
岡 秀朋	33,100	2.56
安江工務店従業員持株会	30,500	2.36
ジャパンベストレスキューシステム株式会社	21,300	1.65
山本 賢治	18,640	1.44
新田 義正	16,660	1.29
谷川 珠美	16,000	1.24

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ、名古屋 第二部
決算期	12月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
時田 光一郎	他の会社の出身者													
中浜 明光	公認会計士													
竹内 裕美	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
時田 光一郎			1972年4月株式会社東海銀行(現・株式会社三菱UFJ銀行)に入行後、支店長を歴任し、1999年5月に同行を退社しました。 同行は当社の取引銀行であります。同氏が勤務した支店での取引はない上、同氏の同行退社後21年が経過していることから、独立性の問題はないものと判断いたします。	金融業界及び監査法人、コンサル会社等における豊富な経験から、財務及び会計、企業経営に関する相当程度の知見を有しており、当社取締役会において積極的な意見と提言をいただいております。当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現に向けて、経営の監督を行っていただくために適任と判断し、社外取締役として選任しております。 また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じる恐れがない者と判断し独立役員として選任しております。

中浜 明光				公認会計士の資格を有しており、監査法人における豊富な経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社取締役会において積極的な意見と提言をいただいております。当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現に向けて、経営の監督を行っていただくために適任と判断し、社外取締役として選任しております。 また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じる恐れがない者と判断し独立役員として選任しております。
竹内 裕美			弁護士法人鬼頭・竹内法律事務所のパートナーであり、当社と同事務所との間に法律相談等の取引がありますが、その取引高は僅少であり、一般的な取引条件と同様に決定しております。取引の規模・性質に照らして独立性の問題はないものと判断いたします。	弁護士として企業法務に精通し、職務執行に必要な財務、会計及び法務に関する知見を有しており、当社取締役会において積極的な意見と提言をいただいております。当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現に向けて、経営の監督を行っていただくために適任と判断し、社外取締役として選任しております。 また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じる恐れがないものと判断し独立役員として選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

他部署に属する使用人に兼務で監査等委員会の職務を補助させております。
なお、当該使用人の異動については監査等委員会の同意が必要となります。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は監査法人コスモスとの間で監査契約を締結し、会計監査を受けております。
監査等委員会は、当社の会計監査人及び内部監査部門は有効かつ効率的に監査を実施するため、各監査計画や監査実施状況について適宜情報交換を実施し、情報の共有に努めております。
具体的には、内部監査室が原則月1回内部監査を実施したのちに、その結果を踏まえて監査等委員との間で情報交換を行っており、また半年に1回、三者間でミーティングを実施し、連携を図っております。
また、こうした取り組みにより、監査等委員会の機能を有効に活用しながら、経営に対する監督機能の強化を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

社外取締役3名全員を独立役員として届出しております。なお、3名の社外取締役・独立役員は全員が監査等委員である取締役です。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社では、業績向上や企業価値増大に対する意欲や士気を高めることを目的として、社内取締役4名及び社外取締役1名に対しストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役等に対し、当社グループの業績拡大及び企業価値増大に対する意欲や士気を向上させ、当社グループの結束力を高めることを目的としたインセンティブプランとしてストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。
監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役の報酬等は、それぞれ上限額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、監査等委員でない取締役の報酬限度について、2019年3月28日開催の第44回定時株主総会において報酬限度を年額150,000千円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない)、別枠でストック・オプション報酬額として年額45,000千円以内と決議しております(決議当時の員数4名)。また、監査等委員である取締役の報酬限度について、2016年3月31日開催の第41回定時株主総会において報酬限度を年額20,000千円以内と決議しており、2019年3月28日開催の第44回定時株主総会において前述の報酬限度とは別枠で、ストック・オプション報酬額として年額5,000千円以内と決議しております(決議当時の員数3名)。
各取締役の報酬等の額は、株主総会で決定された報酬限度の範囲内で、その具体的な金額を決定しております。
また、報酬水準は、外部機関が実施する調査データを活用し、事業規模等で比較対象となる企業群の状況を参考にし、相対的位置を検証し決定しております。その上で、監査等委員でない各取締役の報酬等の具体的な金額の決定については、取締役会の決議に基づき、常勤・非常勤の別、業務分担の状況等を考慮して、CEOが最終決定しております。なお、当該決定過程において、監査等委員会の助言を受けております。また、監査等委員である各取締役の報酬等については、監査等委員会の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会における決議案件や重要な報告に対する監督・助言を資するため、事業サポート部から事前に議案等をメール送信し、十分な情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(a) 取締役会

取締役会は、監査等委員でない取締役4名及び監査等委員である取締役3名(うち社外取締役3名)の合計7名で構成され、取締役会は原則毎月1回の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時取締役会を開催し、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事等に関する意思決定を行っております。

(b) 幹部会

幹部会は、取締役7名及び執行役員等で構成され、原則として毎月1回開催し、取締役会の意思決定に基づく個別事項の状況把握及び審議を諮るとともに、具体的な施策を検討し執行しております。また、組織の戦略についての情報連携、相互牽制ならびに意思統一を図る機関としても機能しております。

(c) コンプライアンス委員会

当社は、代表取締役社長をコンプライアンス統制の実施責任者とし、内部監査室長をはじめとする各部門長を実施責任者として構成するコンプライアンス委員会を設置しております。適正なリスク管理体制の構築によるリスクの未然防止及び危機時の損失抑制を目的として、定期的にリスク状況の報告を受けて常時リスクを把握するとともにリスク管理体制の不断の見直しを行っております。原則として四半期ごとの開催とし、必要に応じて臨時委員会を開催しております。

(d) 監査等委員会

監査等委員会は、社外取締役3名(うち常勤監査等委員1名)で構成され、原則として毎月1回開催し、取締役の法令・定款遵守状況を把握し、業

務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。

監査等委員は取締役会その他の重要な会議に出席するほか、内部統制システムを活用した監査を行うことを前提とし、内部監査室及び会計監査人と連携して実効的な監査に努めております。加えて、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続きを通して、経営に対する適正な監視を行っております。

(e) 執行役員制度

当社は、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離することで権限と責任の明確化を図り、事業環境の急激な変化に迅速かつ機動的に対応するため、執行役員制度を導入しており、取締役会で選任された各執行役員は、社内規定等に基づき委譲された職務権限により、取締役会で決定した会社の方針及び社長の指示した業務を執行しております。

(f) 内部監査室

当社は、代表取締役社長直轄の独立した内部監査室を設け、内部監査室職員2名が内部監査を実施し、代表取締役社長に対して結果報告しております。代表取締役社長は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また内部監査室と監査等委員会、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

(g) 内部通報窓口

当社は、内部通報制度運用規程を制定し、従業員等から組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談・通報窓口を監査等委員会ならびに内部監査室に設置しております。また、取引業者からの同様の相談・通報窓口として品質管理部に取引業者ホットラインを設けて、コンプライアンス統制の実効性を高めるよう努めております。

(h) 会計監査人

当社は、監査法人コスモスと監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査の一環として当社の内部統制の整備、運用状況について検証を受け、内部統制の状況に関する報告を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査等委員会設置会社であり、全員が社外取締役である監査等委員会を経営の意思決定機能を持つ取締役会の構成員とすることで、経営の監視機能を強化しております。

また、当該社外取締役である監査等委員は、全員が独立役員として指定されており、会社の業務執行が経営者や特定の利害関係者の利益に偏らず、適正に行われているか監査できる立場を保持しております。これにより、十分な経営の監査・監督機能を確保し、適切なコーポレート・ガバナンスの実現が可能かつ有効に発揮できるものと判断しており、現状の体制が適切であると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、株主総会の招集通知の早期発送を実施しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催にあたっては、より多くの株主にご参加いただけるよう、集中日を回避した日程の設定に留意いたします。
電磁的方法による議決権の行使	現時点での採用予定はありませんが、今後、個人投資家及び機関投資家の利便性向上を図るために、導入費用等を提案し検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現時点での参加予定はありませんが、今後、機関投資家の利便性向上を図るための取り組みを検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点での英文招集通知の提供予定はありませんが、外国人株主の構成割合に応じ検討してまいります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャー基本方針を定め、当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	時期は不定期となっておりますが、必要に応じて個人投資家向け説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表及び第2四半期決算発表後、代表者による決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIRサイトを設け、決算情報(決算短信)、有価証券報告書、四半期報告書、適時開示資料、決算説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	取締役常務執行役員を責任者として、経理部にIR担当者を配置し、必要に応じて各部署と連携を図りながら、IR活動を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社はコンプライアンス管理規程において、当社のステークホルダーにして健全で良識ある行動規範を規定しており、それぞれの立場を尊重することを義務づけております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>「こども110番の店」の登録 当社は、地域社会の保安を目的に各拠点を「こども110番の店」として愛知県警察へ登録しております。地域防犯活動の一環として、安全で住みよい街づくりへ貢献してまいります。</p> <p>「鎮守の森のプロジェクト」参加 当社は、木々を植えて防災林をつくり、津波の威力を弱めたり、火災の延焼を防ぐなど、災害からいのちを守る森をつくる活動「鎮守の森のプロジェクト」へ、当社オリジナル「無添加厚塗りしゅくい」の施工代金の一部(1㎡につき3円)を寄附しております。今後も、地域と暮らしを守る活動を通して、地域貢献を行ってまいります。</p> <p>「藤前干潟清掃活動」参加 当社は、渡り鳥の飛来地として有名な干潟の清掃活動である「藤前干潟のクリーン大作戦」に参加いたしました。今後も継続して環境美化活動に取り組んでまいります。</p>

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社は、顧客、株主、従業員、協力業者等、当社のステークホルダーに対して、適時適切に会社情報を提供することが重要であると認識しております。そのため、当社ホームページ及び適時開催予定の会社説明会等を通じて情報提供を行う予定です。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「すべてのお客様に安らぐ『住まい』を提供し一生のおつきあいをする」という企業ミッションのもと、公正な企業活動により社会的使命を果たすため、会社法及び会社法施行規則に基づき、次のとおり当社及びグループ会社の業務の適正を確保する体制を整備し、これを運用します。これらの基本方針は、原則として当社グループに共通に適用するものとします。

(a) 取締役及び使用人ならびにグループ会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・法令・定款を遵守し、違反・不正行為を防止するために、社内規程を整備しており、その周知と運用の徹底を図っていく。
・コンプライアンス委員会を設置しコンプライアンスを推進させるとともに、内部監査室は、コンプライアンスの運用状況について監査し、疑義ある行為については社長及び監査等委員会に報告する。
・コンプライアンスの実効性を高めるため、従業員等から組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談・通報窓口を監査等委員会ならびに内部監査室に設置する。また、取引業者からの同様の相談・通報窓口として品質管理部に取引業者ホットラインを設ける。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
職務執行に係る重要文書及びその他の情報については、文書管理規程等に基づき保存・管理を行い、取締役が求めた場合はこれらの文書を閲覧できる体制とする。

(c) 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険を適切に認識・評価し、事業リスクその他の個別リスクに対する基本的な管理体制の整備を進めるとともに、緊急事態が生じた場合のリスク管理規程も併せて整備する。

(d) 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催することで機動的・効率的な経営判断を行う。さらに、取締役会の決議を受けて各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務を遂行するため、毎月定期的に幹部会を開催する。各部門の遂行状況については、取締役会及び幹部会に報告の上協議され、施策・業務遂行体制を阻害する要因があれば分析し改善を図っていく。

(e) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
関係会社管理規程を定め、子会社の株主総会及び取締役会等の記録、業績内容、その他重要な事項について当社へ報告する。

(f) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、関係会社管理規程に基づき、主要な子会社及び主要な関連会社に対する適切な経営管理を行うものとする。また、当社の内部統制システムに関する体制は、グループ会社全体での整備と運用を範囲とし、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを構築する。内部監査室は、当社及びグループ会社の内部監査を実施し、結果を社長及び監査等委員会ならびにグループ各社社長に報告する。

(g) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を置く体制と当該取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査等委員会の事前同意を得ることにより、取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性を確保する。また、内部監査室は、監査等委員会の職務を補助する際には、監査等委員会の指揮命令に従う。

(h) 当社及び子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制
当社及び子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く)または使用人は、取締役会等の重要な会議において随時業務の状況を報告するとともに、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事実が発生した場合はその内容を速やかに監査等委員会に報告する。

(i) 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
使用人等は、監査等委員会に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する。

(j) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行に必要な費用の前払い等の請求をした場合、当該費用または債務が監査等委員の職務執行に必要なでない場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(k) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は取締役会及び業務執行上重要な会議への出席ならびに議事録等の関連資料の閲覧が原則自由にできる。また、監査等委員会は取締役(監査等委員である取締役を除く)及び重要な使用人から個別のヒアリングの機会を設けるとともに、代表取締役、内部監査室及び監査法人との定期的な意見交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断し、取引や資金提供等を行わないことはもちろんのこと、不当な要求に対しても毅然とした態度で臨み、これを拒絶する。これに備え、平素から、警察、暴力追放県民会議、弁護士等外部の専門機関との連携を築く。

【情報伝達のフロー】

【開示書類作成のフロー】

